

(目的)

第 1 条 この規程は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及びその他の法令の定めに基づき、麗澤大学（以下「本学」という。）における障がい学生支援に関する基本方針に即して障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、発達障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

第 3 条 学長は、障がいのある学生が修学上の不利益を受けないよう配慮するとともに、全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

- 2 研究科長及び学部長は、学長の命を受け、当該部局において本学と支援を求める障がいのある学生との間で合意を得た具体的支援が実施されるよう、監督・指導しなければならない。
- 3 教職員は、本学と支援を求める障がいのある学生との間で合意を得た具体的支援の実施にあたり、合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援の申し出)

第 4 条 障がいのある学生は、入学前又は入学後のいずれの時期においても、修学や学生生活に対する必要な支援の要請を申し出ることができる。

- 2 支援の申し出は、修学サポート相談室が受理し、学生委員会（以下「委員会」という。）において、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行う。

(支援計画の策定)

第 5 条 修学サポート相談室は、障がいのある学生からの支援に関する申し出に対して、該当する各部局や委員会で協議し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、個別の支援計画を立案する。

- 2 委員会は、修学サポート相談室が立案した支援計画を検討した上で、学長に答申し、大学執行部会議の議を経て策定する。

(合意の形成)

第 6 条 修学サポート相談室は、支援の申し出のあった学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

- 2 合意した支援計画は、合意書に記した上で2通作成し、本学と支援の申し出のあった学生双方で1通ずつを保有する。

(支援の実施)

第7条 具体的支援は、支援の申し出のあった学生が所属する研究科又は学部が、主たる責任を持って実施する。

- 2 委員会は、具体的支援が円滑に行われるよう、関係部局間の調整を行う。
- 3 修学サポート相談室は、具体的支援の実施にあたって、関係部局間や学外機関との連携等を行う。

(相談対応)

第8条 修学サポート相談室は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、支援の申し出のあった学生及び支援者からの相談に的確に応じ、関係部局と連携して具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

(秘密保持義務)

第9条 障がい学生支援に従事する者又は過去に具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び障がい学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、大学事務局修学サポート相談室が所管する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、令和2年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、令和2年6月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、令和4年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、令和8年4月1日から改定施行する。